

「緊急提言」以降の国の取組状況等について

年月日	国 の 取 組 状 況	その他の動き
19. 10. 24	・中医協薬価専門部会に「医療用医薬品の流通問題に関する改善策について」として、緊急提言の内容を報告（別添1）	・平成20年度薬価制度改革の骨子が中医協で了解（12.14）
20. 3. 5	・薬価改定告示日に合わせ、医政局長通知及び経済課長通知「平成20年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について（依頼）」を関係団体及び都道府県あてに発出（別添2）	・日本保険薬局協会が「医療用医薬品の流通改善に向けて」を理事会で決議（2.27） ・薬価基準の改定告示（3.5）
20. 3. 5～7	・大手調剤チェーン18社からのヒアリング（別添3）	
20. 3. 11～14	・大手メーカー16社からのヒアリング（別添3）	・厚生労働省と日本医薬品卸業連合会との意見交換会（3.17）
20. 3. 24～28	・公的病院本部等に対し、傘下の医療機関に対する緊急提言の一層の周知等を要請（別添3）	
20. 5. 19～22	・卸売業者20社からのヒアリング（別添3）	・日薬連の薬価制度改革案について中医協薬価専門部会に説明（7.9）
20. 7. 31	・価格妥結状況調査（6、7月分）を実施	・スズケンがファーコス（調剤薬局チェーン）の買収計画を発表（7.22）
20. 10. 7	・価格妥結状況調査（9、10月分）を実施	・メディセオ・パルタックHとアルフレッサHの合併計画発表（10.10）

医療用医薬品の流通問題に関する改善策について

1. 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会(流改懇)における流通改善策の検討

本年7月以降、未妥結・仮納入や総価取引の他、メーカーと卸売業者の取引の在り方など流通上の諸課題を再度検証し、本年9月28日に「医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)」をとりまとめ。

流改懇の検討経過

- ・ 第11回(H19.7.4) 今後の運営方針の検討
- ・ 作業部会(H19.7.25) メーカー・卸間の取引の問題点の検証と改善策の検討
- ・ 第12回(H19.8.28) 留意事項(案)の検討
- ・ 第13回(H19.9.28) 留意事項の取りまとめ

2. 医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)の概要

流通改善の取組をより効果的に推進するため、取引当事者が留意すべき事項等を明示。

(1) メーカーと卸売業者の取引における留意事項

① 仕切価等の速やかな提示等

メーカーは、割戻し・アローアンスの基準は薬価内示後に、一次仕切価は薬価告示後にそれぞれ速やかに提示すること。

② 適正な仕切価水準の設定

仕切価に反映可能な割戻し・アローアンスの仕切価への反映と市場環境の変化を踏まえた仕切価協議が行われることが望ましい。

③ 割戻し・アローアンスの整理・縮小等

- ・ 高率なアローアンスはできるだけ整理・縮小することが望ましい。
- ・ 期末におけるアローアンスの見直し等は、あらかじめ仕切価や割戻しへの反映を行うことにより、こうした運用は廃止することが望ましい。

(2) 卸売業者と医療機関／薬局の取引における留意事項

① 経済合理性のある価格交渉の実施

卸売業者は医療機関／薬局に対して経済合理性のある実質的な価格提示を早い段階で行うよう努める。

② 総価取引の改善

- ・銘柄別薬価制度の趣旨を尊重した単品単価交渉が望ましい。
- ・総価契約を行う場合であっても、可能な限り個々の医薬品の価値と価格を踏まえた取引を進めること望ましい。このような観点から、例えば、流通過程に特別なコストがかかっている医薬品や他に代替品がなく医療上重要な医薬品(希少疾病用医薬品等)については、総価除外品目として取り扱うことが考えられる。

③ 未妥結・仮納入についての改善策

- ・「長期にわたる未妥結・仮納入」について、「原則として6ヶ月を超える場合」と定義。
- ・価格妥結の期間は、上場企業に義務付けられる四半期報告に対応した時期での妥結が望ましい。

(3) 国の役割

取引当事者双方に対し、流通改善に向けた理解促進に努めるとともに、定期的に実情把握調査を行い、必要に応じ改善のための指導等を行うなど、更なる流通改善に向けた取組を推進すること。

(4) その他

流通上の問題点を是正する上では、医療保険制度、薬価制度の面からも流通改善に資する見直しが有効との意見があり、今後の議論が望まれる。

3. 今後の流通改善に向けた取組等

- (1) 平成19年10月10日付で、関係団体の長及び各都道府県衛生主管部局長等あて、医政局長名及び経済課長名で「医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)」の周知のための通知を発出。
- (2) 現在、平成19年10月取引分にかかる妥結状況調査を各卸売業者に依頼中。
- (3) 引き続き、年3回程度の定期的な妥結状況調査を実施するほか、今回の提言で示された留意事項の趣旨を踏まえた取引が行われているかどうかについて、適宜実情把握調査を行い、未妥結・仮納入及び総価取引等の改善に向けた指導を行っていくこととする。

医政発第 0305001 号
平成 20 年 3 月 5 日

(別記) 殿

厚生労働省医政局長

平成 20 年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について（依頼）

平成 20 年度においては、市場実勢価による改定などを内容とした薬価ベース△ 5.2% の薬価改定が行われることになりましたが、本日、その告示がなされ、4 月 1 日から施行されます。

医療用医薬品の流通改善については、平成 16 年 6 月より「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」を開催し、医療用医薬品の流通過程の現状を分析するとともに公的医療保険制度の下での不適切な取引慣行のは正等について検討してきました。この結果、昨年 9 月に公的保険制度の下における取引全体の適正化を図る観点から、「医療用医薬品の流通改善について（緊急提言）」が取りまとめられたところです。

この緊急提言では、(1) メーカーと卸売業者の取引については、割戻し・アローアンスの運用の見直しなど取引の透明化の一層の確保、(2) 卸売業者と医療機関／薬局の取引については、総価取引の改善に向けた視点からの除外品目の設定について具体的な例示のほか、「長期にわたる未妥結」を「6 か月以上」と定義しつつ、「価格妥結の期間として上場企業に義務づけられる四半期報告に対応した時期が望ましい」とするなど、全体適正化の観点からの指標も新たに盛り込んだ「医療用医薬品の流通改善に当たって取引当事者が留意すべき事項」が掲げられ、各取引当事者に対し、当該留意事項を十分に踏まえた取組を求めています。

関係各位におかれましては、長期にわたる未妥結・仮納入などの不適切な取引慣行がみられる現状を踏まえ、医療用医薬品の安定供給及び流通改善の一層の取組について、ご理解のうえ、貴管下の会員各位への周知徹底及びご指導をいただきますようお願いいたします。

(別記)

社団法人 日本医師会会长
社団法人 日本歯科医師会会长
社団法人 日本病院会会长
社団法人 全日本病院協会会长
社団法人 日本医療法人協会会长
社団法人 全国自治体病院協議会会长
社団法人 日本精神科病院协会会长
社団法人 日本私立医科大学协会会长
社団法人 日本私立歯科大学协会会长
社団法人 日本薬剤師会会长
社団法人 日本病院薬剤師会会长
日本保険薬局協会会长
日本製薬団体連合会会长
社団法人 日本医薬品卸業連合会会长
日本ジェネリック医薬品販社協会会长
社団法人 日本歯科商工协会会长

医政経発第 0305001 号
平成 20 年 3 月 5 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

平成 20 年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について（依頼）

平成 20 年度においては、市場実勢価による改定などを内容とした薬価ベース△ 5.2% の薬価改定が行われることになりましたが、本日、その告示がなされ、4 月 1 日から施行されます。

医療用医薬品の流通改善については、平成 16 年 6 月より「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」を開催し、医療用医薬品の流通過程の現状を分析するとともに公的医療保険制度の下での不適切な取引慣行のは正等について検討してきました。この結果、昨年 9 月に公的保険制度の下における取引全体の適正化を図る観点から、「医療用医薬品の流通改善について（緊急提言）」が取りまとめられたところです。

この緊急提言では、（1）メーカーと卸売業者の取引については、割戻し・アローアンスの運用の見直しなど取引の透明化の一層の確保、（2）卸売業者と医療機関／薬局の取引については、総価取引の改善に向けた視点からの除外品目の設定について具体的な例示のほか、「長期にわたる未妥結」を「6か月以上」と定義しつつ、「価格妥結の期間として上場企業に義務づけられる四半期報告に対応した時期が望ましい」とするなど、全体適正化の観点からの指標も新たに盛り込んだ「医療用医薬品の流通改善に当たって取引当事者が留意すべき事項」が掲げられ、各取引当事者に対し、当該留意事項を十分に踏まえた取組を求めています。

貴職におかれましては、長期にわたる未妥結・仮納入などの不適切な取引慣行がみられる現状を踏まえ、医療用医薬品の安定供給及び流通改善の一層の取組について、ご理解のうえ、貴管下の流通当事者への周知徹底及びご指導をいただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県が設置する医療機関に対する指導については、当該医療機関の所管部局とも十分連携のうえ、上記趣旨を踏まえた対応をしていただくようお願いいたします。

緊急提言を受けた取組についてのヒアリング概要

1. 大手調剤チェーン18社からのヒアリング

(1) 緊急提言を受けた取組について

- ・いずれの薬局も早期妥結に向けて努力すると回答。
- ・いずれの薬局も銘柄別薬価制度の趣旨を尊重した取引の推進に努力すると回答、また、単品単価への移行が少なくとも除外品の拡大に向けて取り組むと回答。

(2) 卸側への要望

- ・早期妥結をしたところが損をしないようにすること。
- ・早期妥結には、実質的な価格の早期提示と誠実な交渉が不可欠。

2. 大手メーカー16社からのヒアリング

(1) 緊急提言を受けた取組について

- ・いずれのメーカーも一次仕切価は従来から早期に提示、割戻しの基準については従来より早期に提示と回答。
- ・ほとんどのメーカーで割戻し・アローアンスのうち一次仕切価に反映可能なものは反映を行ったと回答。(緊急提言前に既に仕切価に反映済みとの回答が1社あり)
- ・いずれのメーカーも価値と価格を反映した取引の推進の観点から複数の仕切価水準を設定していると回答。
- ・いずれのメーカーも割戻し・アローアンスについては基準が明確になっているとの回答。
- ・年度末における利益修正的なアローアンスについては、いずれのメーカーも現在はないとの回答。

(2) その他

- ・医療機関との直接取引について、いずれの社も現時点では考えていないと回答。ただし、いくつかの社では将来に向けた検討は必要と回答。

3. 公的病院本部等（6か所）への協力要請

- ・いずれも緊急提言の趣旨は理解しており、周知には協力すると回答。
- ・一方、①各病院は独立採算であり本部の指導には限界がある。②経営の厳しい病院が多く、薬価差は少しでも多く欲しいというのが正直なところ。
という意見もあり。

4. 卸売業者20社からのヒアリング

(1) メーカーとの取引について

- ・全体としては、概ね緊急提言に沿った対応が図られているものの、中小メーカーについては理解が進んでいないとの回答。
- ・仕切価及び割戻し等の提示は若干早まったこと、また、仕切価水準については製品特性に応じて幅を持たせるなどの対応が見られるとの回答。
- ・最終原価は上がっている印象との回答が多い。
- ・販売時点での仕入原価の把握が困難な割戻し・アローアンスはなくなっているとの回答。

(2) 医療機関／薬局との交渉について

- ・価格提示時期は、前回改定時に比べ半月～1か月早いとの回答。
- ・総価取引改善への理解は進んでおり、特にチェーン調剤では改善が見込めるとの回答。
- ・早期妥結の認識もユーザーには浸透しているとの回答。ただし、6か月後の妥結見込については各社によってかなりの開き（50%～100%）があった。

(3) その他

- ・いずれの卸も今回を逃しては流通改善は実現しないとの危機感を持っており、そのためメーカーからもユーザーからも信頼を得られるよう取り組んでいくと回答。

ヒアリング先一覧

調剤チェーン

会社名	
1	(株)アイセイ薬局
2	(株)インファーマシーズ
3	(株)インメディカルシステムズ
4	(株)あさひ調剤
5	(株)エトス
6	クオール(株)
7	クラフト(株)
8	総合メディカル(株)
9	たんぽぽ薬局(株)
10	日本調剤(株)
11	(株)阪神調剤薬局
12	(株)ファーコス
13	(株)ファーマホールディング
14	ファーマライズ(株)
15	(株)フロンティア
16	(株)メディカル一光
17	(株)メディカルファーマシー
18	薬樹(株)

医薬品メーカー

会社名	
1	アステラス製薬(株)
2	アストラゼネカ(株)
3	エーザイ(株)
4	大塚製薬(株)
5	グラクソ・スミスクライン(株)
6	サノフィ・アベンティス(株)
7	塩野義製薬(株)
8	第一三共(株)
9	大日本住友製薬(株)
10	武田薬品工業(株)
11	田辺三菱製薬(株)
12	中外製薬(株)
13	ノバルティス ファーマ(株)
14	万有製薬(株)
15	ファイザー(株)
16	ヤンセン ファーマ(株)

卸売業者

会社名	
1	(株)アスティス
2	(株)アステム
3	(株)アトル
4	アルフレッサ(株)
5	(株)潮田クラヤ三星堂
6	(株)エバルス
7	(株)クラヤ三星堂
8	(株)ケー・エス・ケー
9	(株)恒和薬品
10	シーエス薬品(株)
11	(株)翔薬
12	(株)スズケン
13	東邦薬品(株)
14	中北薬品(株)
15	(株)バイタルネット
16	(株)ほくやく
17	(株)マルタケ
18	明祥(株)
19	(株)モロオ
20	(株)よんやく

公的病院本部等

名称	
1	国家公務員共済組合連合会
2	社会福祉法人恩賜財団済生会
3	社団法人私立医科大学協会
4	全国厚生農業協同組合連合会
5	独立行政法人労働者健康福祉機構
6	日本赤十字社